

管理不全空家等及び特定空家等に対する措置について

(ガイドライン P2～P3、P12～P13)

所有者等が適切な管理を行っていないために、直ちに管理不全空家等に該当するわけではない。次の事項を踏まえ、総合的に判断する。

- 1 空家等の状態
- 2 周辺の生活環境に及ぼす影響の程度
- 3 所有者等の管理状況

1 空家等の状態

(1) 4つの観点

- (イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(2) 参考となる基準

ガイドライン P41～P50→資料 4 - 3

2 周辺への影響の程度

(1) 周辺の状況による悪影響の程度

例：密集市街地、通行量の多い主要道路など

(2) 空家等の状況による悪影響の程度

例：空き家等の規模

(3) 危険等の切迫性

例：損傷の箇所の数

(4) その他

例：大雪や台風等の影響を受けやすい地域など

3 所有者等の管理状況

(1) 所有者等の事情の把握

- ア 空家等の状態を把握していない
- イ 所有者であることを認識していない
- ウ 改善の意思はあるが、対処方法が分からない など